

宮 城 県 公 報

令和 8 年 8 月 4 日（火）
定期第 720 号

目 次

規則

- 納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則（税務課）

告示

- 形質変更時要届出区域の指定の一部解除（環境対策課）
- 生活保護法による指定介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（同）
- 都市計画変更案の縦覧（都市計画課）
- 土地改良区の定款変更の認可（仙台地方振興事務所）

公告

- 採石業務管理者試験の実施（産業立地推進課）

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年8月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 64 号

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則の一部を改正する規則

納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則（昭和49年宮城県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1～3 [略] <u>（軽油引取税の特別徴収義務者に対する交付金の交付の特例）</u> <u>4 令和9年2月28日までの間に宮城県県税条例第98条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税の特別徴収義務者についての第4条の規定の適用については、同条の表軽油引取税の項中「1,000分の25」とあるのは「1,000分の53.5」とする。</u>	附 則 1～3 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第4項の規定により読み替えて適用される納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則第4条の規定は、令和8年4月1日以後に宮城県県税条例（昭和25年宮城県条例第42号）第98条第1項又は第2項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税の特別徴収義務者について適用する。

宮城県告示第570号

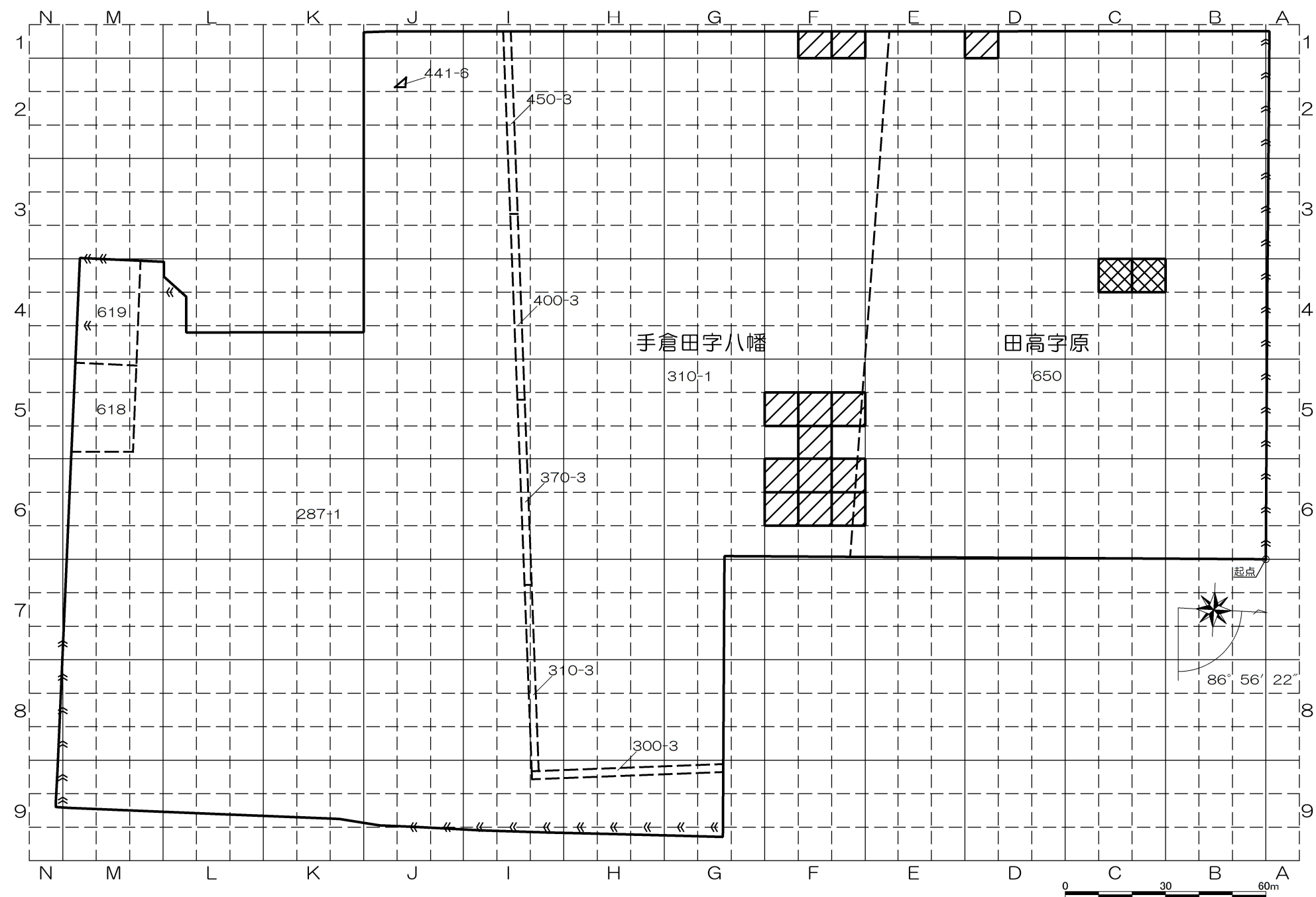
土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定した形質変更時要届出区域の一部について、同条第2項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和8年8月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

名取市田高字原 650 番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例

	指定を解除する 形質変更時要届出区域		30m格子
	形質変更時要届出区域		10m格子
	調査対象地		単位区画の統合
	筆の境界線		

< 起点 >
 起点は、名取市田高字原650番内の形質変更範囲の最北端とする。

< 格子の回転角度 > 86° 56' 22"

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

- 2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

宮城県告示第571号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和 8 年 8 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
みやぎ訪問歯科・救急ステーション	柴田郡大河原町字西 38 － 1 みやぎ県南中核 病院診療棟 1 F	一般社団法人 宮城県歯科医師会	仙台市青葉区国分 町 1 丁目 5 － 1	令和 8 年 4 月 1 日
宮城調剤薬局 亘理店	亘理郡亘理町字旧館 17 － 7	株式会社宮城 調剤薬局	仙台市太白区長町 1 － 5 － 6	令和 8 年 8 月 1 日

2 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
みやぎ訪問歯科・救急ステーション	柴田郡大河原町字西 38 － 1 みやぎ県南中核 病院診療棟 1 F	一般社団法人 宮城県歯科医師会	仙台市青葉区国分 町 1 丁目 5 － 1	令和 8 年 4 月 1 日
宮城調剤薬局 亘理店	亘理郡亘理町字旧館 17 － 7	株式会社宮城 調剤薬局	仙台市太白区長町 1 － 5 － 6	令和 8 年 8 月 1 日

宮城県告示第572号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

令和 8 年 8 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
ウエルシア薬局名 取増田店	名取市増田字柳田 5 番地の 1	ウエルシア薬局株 式会社	居宅療養管理指 導・介護予防居宅 療養管理指導	令和 8 年 7 月 31 日

宮城県告示第573号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、仙塩広域都市計画を次のとおり変更しようとするので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和 8 年 8 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

2 都市計画を変更しようとする土地の区域

(1) 市街化調整区域から市街化区域に変更する土地の区域

名取市 上余田字市坪の一部

3 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び名取市役所（建設部都市計画課）

4 縦覧期間

令和 8 年 8 月 4 日から令和 8 年 8 月 18 日まで

5 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

宮城県告示第574号

仙台市岩切土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年7月28日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年8月4日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 小 嶋 淳 一

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和8年8月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 試験日時

令和8年10月9日（金）午前10時から正午まで

2 試験会場

仙台市青葉区柏木1丁目2番45号

フォレスト仙台 2階 フォレストホール

3 試験科目

(1) 岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

(2) 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4 受験手続

(1) みやぎ電子申請サービスによる受験申込み

ア 受験申込方法

みやぎ電子申請サービスに必要事項を入力し、申し込むこと。

イ 受付期間

令和8年8月17日（月）午前9時から同月28日（金）午後5時まで

(2) 郵送又は持参による受験申込み

ア 受験申込方法

受験願書に必要事項を記入し、写真を添付の上、申し込むこと。

受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課ホームページからダウンロードすることができる。そのほか、宮城県経済商工観光部産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所で配布する。

写真は、縦6センチメートル、横4センチメートルのものであって、受験願書提出前の6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとする。

受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課（〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号）に提出すること。

イ 受付期間

令和8年8月17日（月）午前9時から同月28日（金）午後5時まで（郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを受け付ける。）

(3) 受験手数料

8,100円（所定の方法により納付すること。）

5 その他

試験についての詳細は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課ホームページを参照すること。